

平成20年度丸亀市包括外部監査の結果  
に基づき講じた措置及び同結果に付され  
た意見への対応内容

平成22年5月

丸 亀 市 監 査 委 員

## 丸亀市監査委員公表第2号

平成20年度包括外部監査の結果に基づき、平成21年12月25日以降新たに講じた措置及び同結果に付された意見の対応について、丸亀市教育委員会から通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月17日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 内田俊英

## 目 次

丸亀市の環境関連事業、市に事務局を置く団体

包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

教育部 文化課 ..... 1～3

なお、包括外部監査の結果及び意見、講じた措置及び対応状況については、原文を掲載しておりますが、内容等詳細については、丸亀市ホームページの「監査」、「包括外部監査」の「平成20年度丸亀市包括外部監査報告書」をご参照ください。

平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

教育部 文化課

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	2	職員が団体の役職に就く場合、団体からの就任要請を徴収し、担当部署の意見を添えて提出し、団体の内容を含め、一元的に検討し許可すること、またそれを規定化することが望まれる。 就任状況等は職員課などで一覧管理されることが望まれる。 職員以外の特別職についても、市長による承認と、秘書課などによる一元管理を行うことが望まれる。	職員課などで一元的な指導を示されたい。	報告書 P189
意見	3	市職員が行う他団体の業務内容につき、内容調査票を作成し、担当部署で行っている業務と担当者、おおまかな従事時間、必要と考える理由を記載し、その他の団体を管理する部署を定め、内容の妥当性を検討のうえ、一元的に管理することが望まれる。		報告書 P190
意見	4	件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接委託・直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。	文化協会として事業奨励制度を設けているが、加盟団体は 130 を超え、活動の内容は文化協会が熟知している。また、制度を明文化するなど明らかにしていることからやむを得ないとする。	報告書 P190
意見	6	団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規定化が望まれる。特に自主性が低い団体については、市の業務が市の規定に沿わず実施されることになるため、必ず従うこととする必要がある。	丸亀市文化協会に対し、職務権限、会計処理、契約など処務規定の明文化を検討するよう指導した。 丸亀市文化協会では、事務処理細則(平成 22 年 4 月 1 日施行)を制定し、対応している。	報告書 P191
意見	7	検収業務は、支払承認と同様に、発注書に基づき、経理担当者以外により行われることが望まれる。 検収が難しいような発注を行わないことも重要である。		報告書 P191

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	8	計算書類として NPO 法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを規定化することが望まれる。	丸亀市文化協会に対し、職務権限、会計処理、契約など処務規定の明文化を検討するよう指導した。 丸亀市文化協会では、事務処理細則(平成 22 年 4 月 1 日施行)を制定し、対応している。 *意見 の管理規程の標準規定の作成については管理部署で一元的に示されたい。	報告書 P192
意見	9	予算と決算がかい離した場合の理由、余剰金が合理的水準である理由などを記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。		報告書 P192
意見	11	小規模な団体も多く、簡便なものでも良いとは思われるが、標準規定を作成し、原則としてそれを用いることが望まれる。また、その場合、規定を用いない場合は、国で定められた規定がある、など、理由を明確にすること、また規定が実施されていることを定期的に確認する必要がある。 規定に盛り込むべき内容については、次の(2)管理手続き意見を参照いただきたい。		報告書 P192
意見	14	管理部署で出納管理をする場合の管理規程の策定が必要である。現状では、通帳と銀行印の管理が同一である場合も多く、最低限これらの管理者を分ける規定とする。本来は団体で管理すべき預金を管理部署で管理できる場合についても規定するとともに、届け出などにより、一元的に把握できる規定とすることが望まれる。		報告書 P193
意見	15	長期間(1 年超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。 これにあたっては、寄贈などにより、現金支出を伴わず入手した備品も、見積もり価格を付して同様に扱うことが望まれる。 市から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。これらにつき、規定化が望まれる。		報告書 P193

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	16	商品、消耗品、引き換え券等の管理規定を策定し、管理することが望まれる。		報告書 P194
意見	17	発行数や金額が些少であるため、このような処理が行われていると思われるが、市販のものを使うにしても、発行控えが残る形式のものを使用し、書き損じについても線引きして保存するなど、一般的に領収書の管理方法として求められることを実施すべきである。 なお、意見 16 は追加の検証で発見されたため、個別で抽出した団体の一部でしか検討していないため、各団体への番号は付していない。		報告書 P194
意見		イベント開催委託契約であるが、随意契約により締結されている。契約は概要だけが記載されている。 文化事業に関しては、公演等の内容を決定した場合それを実施可能な業者は 1 者などに限定されるということもあると思われるが、市の補助金・委託により実施される事業に関しては、随意契約になる理由を記載し、決定過程に不明瞭な点がないことを説明できる状態で事務を進める必要がある。このためには、次の 2 点につき、市の契約手続きに準じて処理するか、理事会等で契約方法、相手先、金額などにつき承認し、議事録を作成することが望まれる。 ・随意契約を行う理由を明確に記載し、承認を得ること。 ・見積書・契約書の内容は詳細に記載し、検収が可能であるようにすること。		報告書 P235